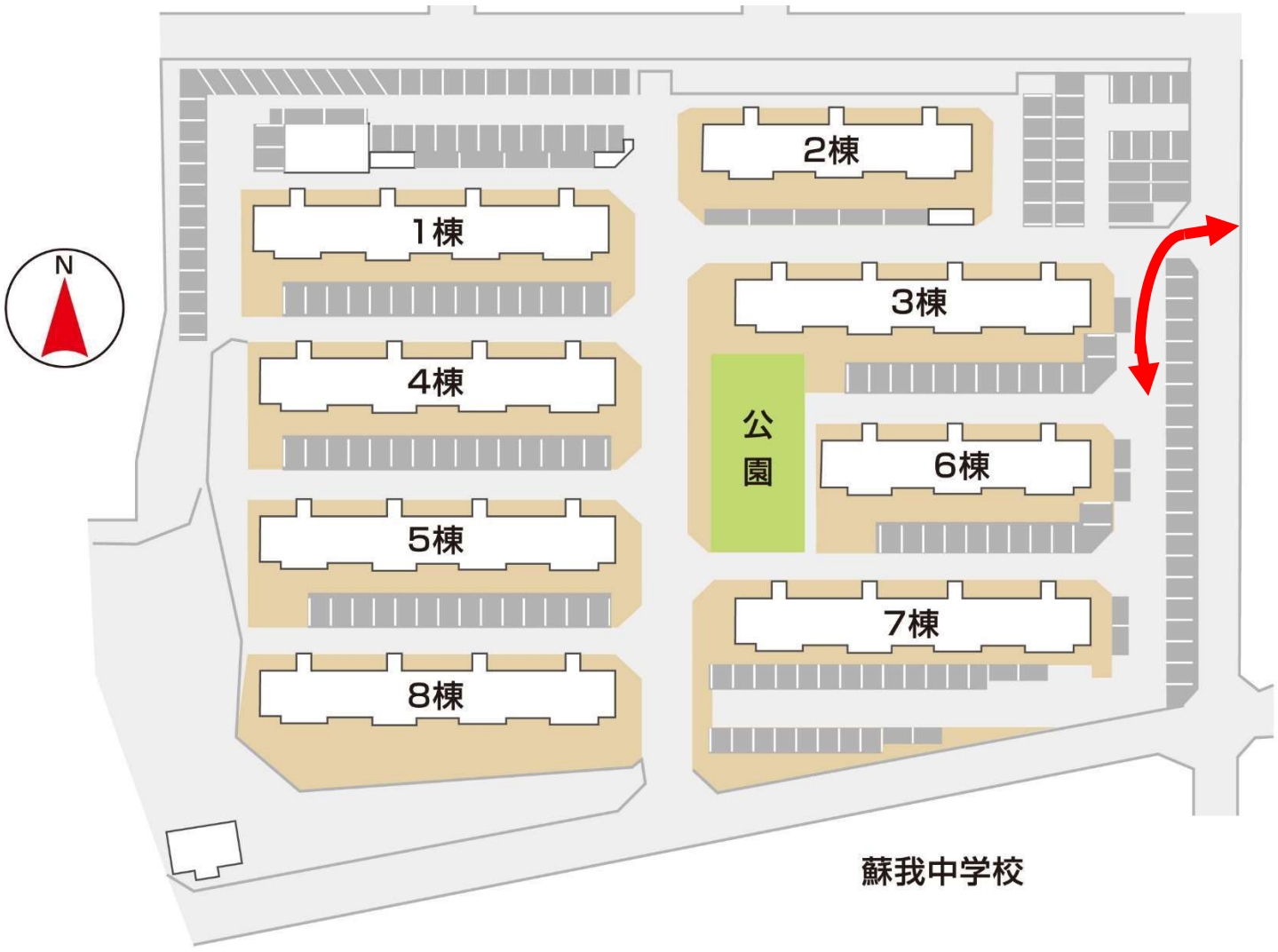
白旗台団地月極　注意事項確認書

駐車場ご利用いただく上での注意事項

当駐車場は賃貸住宅にお住まいの方が利用している駐車場です。
駐車場をご利用いただく上で、下記の事項を必ずお守りいただくようよろしくお願い申し上げます。なお、迷惑行為等により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1．必ず契約している区画番号に駐車してください。
2．区画の枠からはみ出す車両は駐車しないでください。
3．自転車、自動二輪車、タイヤ、ホイール、荷物等契約車両以外のいかなるものについても、駐車場場内（区画内外）に置かないで下さい。万一契約車両以外のものを発見した場合は契約解除の上、弊社にて撤去及び処分し、後日費用を請求いたします。
4．駐車場利用のお客様のご迷惑となりますので自動車・自動二輪等の通路等区画以外での不法駐車は絶対に行わないでください。
5．居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・大音量での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないでください。
6．契約している区画に他車が無断駐車している場合は、原則ご自分で警察へ連絡をし、対応してください。
7．駐車場敷地内における盗難及び自動車相互の接触、衝突、人的事故ならびに天災地変その他の不可抗力の事故によりご使用の車両等に損傷が生じても、当公社はその責を一切負いません。
8．弊社都合により駐車区画を移動していただく場合がありますので、ご了承ください。
9．契約書に記載の車種、車両登録番号（ナンバープレート）、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡ください。
10．駐車場への出入りは別紙案内図の出入口をご利用ください。
11．その他、ご利用にあたり他のお客様並びに居住者の方への迷惑行為については、一切行わないでください。

案内図



出入口・・・

成田団地駐車場注意事項確認書

駐車場ご利用いただく上での注意事項

当駐車場は賃貸住宅にお住まいの方が利用している駐車場です。
駐車場をご利用いただく上で、下記の事項を必ずお守りいただくようよろしくお願い申し上げます。なお、迷惑行為等により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1．必ず契約している区画番号に駐車してください。
2．区画の枠からはみ出す車両は駐車しないでください。
3．自転車、自動二輪車、タイヤ、ホイール、荷物等契約車両以外のいかなるものについても、駐車場場内（区画内外）に置かないで下さい。万一契約車両以外のものを発見した場合は契約解除の上、弊社にて撤去及び処分し、後日費用を請求いたします。
4．駐車場利用のお客様のご迷惑となりますので自動車・自動二輪等の通路等区画以外での不法駐車は絶対に行わないでください。
5．居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・大音量での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないでください。
6．契約している区画に他車が無断駐車している場合は、原則ご自分で警察へ連絡をし、対応してください。
7．駐車場敷地内における盗難及び自動車相互の接触、衝突、人的事故ならびに天災地変その他の不可抗力の事故によりご使用の車両等に損傷が生じても、当公社はその責を一切負いません。
8．弊社都合により駐車区画を移動していただく場合がありますので、ご了承ください。
9．契約書に記載の車種、車両登録番号（ナンバープレート）、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡ください。
10．駐車場への出入りは別紙案内図の出入口をご利用ください。
11．その他、ご利用にあたり他のお客様並びに居住者の方への迷惑行為については、一切行わないでください。

駐車場ご利用いただく上での注意事項

当駐車場は賃貸住宅にお住まいの方が利用している駐車場です。
駐車場をご利用いただく上で、下記の事項を必ずお守りいただくようよろしくお願い申し上げます。なお、迷惑行為等により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1．必ず契約している区画番号に駐車してください。
2．区画の枠からはみ出す車両は駐車しないでください。
3．自転車、自動二輪車、タイヤ、ホイール、荷物等契約車両以外のいかなるものについても、駐車場場内（区画内外）に置かないでください。万一契約車両以外のものを発見した場合は契約解除の上、弊社にて撤去及び処分し、後日費用を請求いたします。
4．駐車場利用のお客様のご迷惑となりますので自動車・自動二輪等の通路等区画以外での不法駐車は絶対に行わないでください。
5．居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・大音量での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないでください。
6．契約している区画に他車が無断駐車している場合は、原則ご自分で警察へ連絡をし、対応してください。
7．駐車場敷地内における盗難及び自動車相互の接触、衝突、人的事故ならびに天災地変その他の不可抗力の事故によりご使用の車両等に損傷が生じても、当公社はその責を一切負いません。
8．弊社都合により駐車区画を移動していただく場合がありますので、ご了承ください。
9．契約書に記載の車種、車両登録番号（ナンバープレート）、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡ください。
10．駐車場への出入りは別紙案内図の出入口をご利用ください。
11．駐車場への出入口ゲートの通過には十分ご注意ください。
◆パティオス９番街・13 番街（オートチェーンバリカー）
・鎖が下限位置まで下がり、チェーンバリカー本体の表示灯が緑に点灯していることを確認してから通過してください。車両通過後、鎖は約３秒後に自動上昇します。
・鎖を下降させて約３０秒経過しても車両が通過しない場合は、表示灯が赤点滅を始め、約３秒後に鎖が自動上昇します。鎖が下降してから１５秒以上経過した場合は、再度リモコンのボタンを押してから通過してください。
・鎖が下がっている場合でも、人などが通過した後で鎖が上がり始める場合がありますので、必ずリモコンのボタンを押してください。
◆パティオス 14 番街（パイプシャッター）
・リモコンのボタンを押してから約２５秒間でシャッターが上限位置まで上がります。シャッターの位置を確認してから通過ください。車両通過後、自動下降します。
・シャッターが上がってから約６秒間経過しても車両が通過しない場合は、自動でシャッターが下ります。再度、リモコンのボタンを押してください。
12．その他、ご利用にあたり他のお客様並びに居住者の方への迷惑行為については、一切行わないでください。

『検見川マリンタウン隣接駐車場』をご利用いただく上での注意事項

当駐車場は、千葉県住宅供給公社が『千葉県企業局（以下「県」という）』より年度毎に借り受け駐車場として利用しております。

そのため、駐車場利用者様も同様に年度末日までの駐車場使用契約を締結することとなります。

この度の契約期間の翌年度の利用については、県から弊社が引き続き借り受けることが確定した後に、改めて年度末までの契約をご案内いたします。

～ 駐車場利用上の注意事項 ～

駐車場をご利用いただく上で、下記の事項を厳守するようお願いいたします。

また、迷惑行為等により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1．必ず**契約している区画番号を確認のうえ駐車してください。**

2．契約区画の枠からはみ出す車両は駐車しないでください。

3．契約車両以外は駐車できません。また、自転車、バイク、タイヤ、荷物等の如何なるものも、駐車場（契約区画内外）に置かないでください。万一、前述のようなものが置かれていることを発見した際は、契約解除や弊社による撤去処分と費用請求などの措置を行う場合がございます。

4．駐車場内では徐行運転を心掛け、通路等の契約区画以外での駐停車は行わないでください。

5．暴走行為・大音量での音楽聴視・アイドリングなど、近隣住民に危険・迷惑等の念を抱かせる行為、その他公序良俗に反する行為など行わないでください。

6．契約区画に他車が無断駐車している場合は、原則利用者様ご自身で警察へ連絡し対応するようお願いいたします。（利用者様から警察へ通報した方が対応が早いケースが多いです。）

7．駐車場敷地内における盗難及び自動車相互の接触、衝突、人的事故ならびに天災地変その他の不可抗力の事故によりご使用の車両等に損傷が生じても、当公社はその責を一切負いません。

8．弊社都合により契約区画を移動していただく場合がありますので、予めご了承ください。

9．契約書に記載の車種、車両登録番号（ナンバープレート）、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に**変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡ください。**

10．駐車場への出入りは別紙案内図の出入口をご利用ください。

11．当駐車場は隣接する分譲マンション検見川マリンタウンにお住いの方、及び一般の月極駐車場契約者様が利用している駐車場です。公道から駐車場敷地内までの通路は、隣接の検見川マリンタウンの敷地内を通りますので、通行人などに十分ご注意ください。